

2020年9月15日

企業ぐるみの不祥事の防止に 技術士は何ができるか

澤田雅之技術士事務所(電気電子部門)所長
元警察大学校警察情報通信研究センター所長

澤田 雅之

スライド 1

Office1

Microsoft Office ユーザー, 2016/01/14

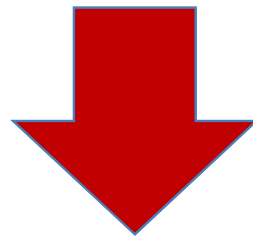
企業の技術的不祥事の根源 「建前のコンプライアンス」の破綻

大企業で頻発する技術的不祥事の共通点

リニア関連工事における談合事案

品質データの改ざん事案

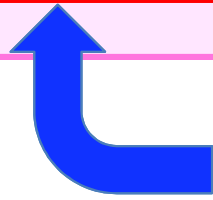
無資格者による完成検査事案



**** 共通するのは、本音と建前の使い分け ****

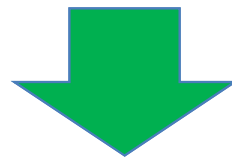
**実態は法令・規格・基準等に反していても、
書類上の辻褄さえ合っていれば良しとする体質**

実態は法令・規格・基準等に反していても、書類上の辻褄さえ合っていればよしとする体質



建前のコンプライアンス！

かつて日本中で、「組織のために清濁合わせ飲むのが男だ」といった「美意識」が蔓延 → こうした中で、清濁を上手に合わせ飲めるように培われてきたのが「建前のコンプライアンス」



昨今頻発する技術的不祥事は、このような「建前のコンプライアンス」が国際化などの流れの中で破綻を来たしつつある証

建前のコンプライアンスと真のコンプライアンス

書類上の辻褄が合っていれば良しとする

✕ 「建前のコンプライアンス」 ✕

パラダイムシフト  を加速する必要

舞台裏を覗かれても問題視されることがない

◎ 「真のコンプライアンス」 ◎

建前のコンプライアンスと真のコンプライアンス

＊ ＊ 税金を喰い物にする談合事案を例として ＊ ＊

会計検査院は、「合規性」等の視点から検査 → 契約関係書類が会計関係法令に従っていれば「合規性 = 建前のコンプライアンス」はパス → 書類上の辻褄を合わせられた「談合」は、会計検査では発覚しない。



公正取引委員会は、「談合」が疑われる場合には、契約関係書類だけではなくメモの類まで調査 → 契約の舞台裏まで立ち入って調べ上げるため、書類上の辻褄が合っていれば良しとする「建前のコンプライアンス」は通用しない。



舞台裏を覗かれても問題視されることがない「真のコンプライアンス」の徹底が必要 → しかし、その方法論も含めて殆ど議論・検討がされていない。

建前のコンプライアンス一色となった主因

**** 官公庁は公正取引委員会が目に入らなかった ****

「独占禁止法」違反で罰せられるのは受注者側

- ➡ 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- ➡ 発注者側は特段のお咎め無し



**** 「官製談合防止法」の制定は平成14年 ****

「官製談合防止法」違反で罰せられるのは発注者側の職員

- ➡ 5年以下の懲役又は250万円以下の罰金、入札談合等関与行為を行ったと認められた職員は談合が与えた損害を賠償

しかし、



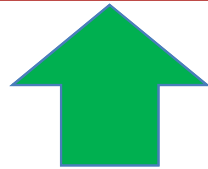
**** 官公庁が昔も今も恐れるのは会計検査院 ****

**「建前のコンプライアンス」の破綻
技術士にできること**

建前のコンプライアンスの破綻に
技術士は何ができるか？

「発注者のエンジニアリング」の実践

「公益確保の責務」の体現



*** 本日はこちらが中心 ***

技術士の「公益確保の責務」

大企業の役員クラスが主導した談合疑惑や、大企業の役員クラスが黙認した品質データ改ざん事案が頻発

→ 主導・黙認した企業幹部の中に「技術士」がいたとしたら...

公益確保の責務に抵触

技術士法第四十五条の二（技術士等の公益確保の責務） 技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

行政処分を受ける虞

技術士法第三十六条2項（登録の取消し等） 文部科学大臣は、技術士又は技術士補が次章（注：公益確保の責務を含む第4章）の規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めて技術士若しくは技術士補の名称の使用の停止を命ずることができる。

「技術士の業務」とは？

技術士法第二条 この法律において「技術士」とは、第三十二条第一項の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者をいう。

技術士の業務とは？

「**技術士の業務**」 → 技術士の名称を用いて行うところの、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務

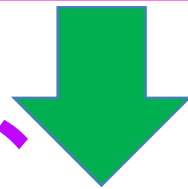
企業内技術士は紛れもない技術士

技術士登録をして名刺に技術士を表示した会社員が、上司の命令に従って行った「科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務」は、紛れもない「**技術士の業務**」

技術士として望ましい姿

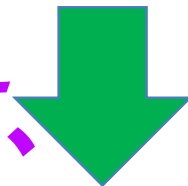
「我が社には、公益確保の責務を負う技術士が〇〇人在籍する。」と公言することが、その会社の「社会的ステータス」になること

つまり、



技術士の資格保有者は、
それだけで重宝がられるようになること

これには、



個々の技術士がその社会的有用性を発揮して存在価値を高めること → 技術士としての社会貢献や認知度の向上に繋がる。

技術士倫理綱領vs.技術士法第四章(技術士等の義務)
即効性と実効性は倫理よりも法

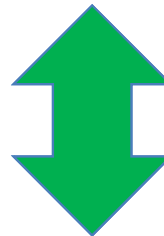
公衆の利益の優先 vs. 公益確保の責務

技術士倫理綱領の1

(公衆の利益の優先) 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。

➡ 違反した場合のペナルティは無い。倫理とは、道徳・モラルだから。

技術士法第四十五条の二



(技術士等の公益確保の責務) 技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

➡ 違反した場合には、技術士登録の取り消し等の行政処分を受ける虞

➡ 士業関係法令で、公益確保の責務を課しているのは技術士法のみ

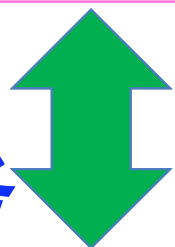
秘密の保持 vs. 秘密保持義務

技術士倫理綱領の6

(秘密の保持) 技術士は、業務上知り得た秘密を、正当な理由がなく漏らしたり、他に転用したりしない。

➡ 違反した場合のペナルティは無い。倫理とは、道德・モラルだから。

技術士法第四十五条



(技術士等の秘密保持義務) 技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなつた後においても、同様とする。

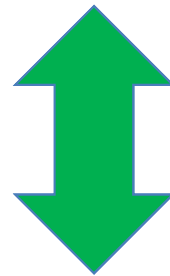
➡ 違反した場合には、一年以下の懲役刑又は五十万円以下の罰金刑を受ける虞

法は、「知らなかった」を許しません

技術士倫理綱領の9

(法規の遵守等) 技術士は、業務の対象となる地域の法規を遵守し、文化的価値を尊重する。

➡ 技術士に、倫理(道德・モラル)としてのコンプライアンス(法令遵守)を求めている。



技術士法

(法令の遵守)を技術士に求める条文は無い。

➡ 法は、「知らなかった」を許さないから。

技術士が置かれている立場
自助努力しなければ地盤沈下

日本技術士会とは？

＊ ＊ 技術士法第六章 日本技術士会 ＊ ＊

(設立)

第五十四条 その名称中に日本技術士会という文字を使用する一般社団法人は、技術士を社員とする旨の定款の定めがあり、かつ、全国の技術士の品位の保持、資質の向上及び業務の進歩改善に資するため、技術士の研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とするものに限り、設立することができる。

(技術士会の業務の監督)

第五十五条の二 技術士会の業務は、文部科学大臣の監督に属する。

2 文部科学大臣は、技術士会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び技術士会の財産の状況を検査し、又は技術士会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

文部科学省内で「技術士」を所管する部署

組織の名称	科学技術・学術政策局
所掌事務	科学技術・学術の基本的な政策の企画・立案・推進のほか、研究開発計画の策定や研究評価の推進、研究者・技術者の養成、地域における科学技術振興、科学技術の理解増進、国際研究交流などの総合的な政策の推進。 ← 「技術士」は無い！
組織の名称	(科学技術・学術政策局) 人材政策課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none">・科学技術に関する研究者・技術者に関する基本的な政策に関すること・科学技術に関する研究者・技術者に関する関係行政機関の事務の調整に関すること・研究者・技術者の養成・資質の向上に関すること・技術士に関すること・科学技術に関する知識の普及、国民の関心と理解の増進に関すること・国立研究開発法人科学技術振興機構の運営に関すること

昔は**技術士審議会**、今は科学技術・学術審議会 **技術士分科会**

文部科学省設置法(平成11年7月16日法律第96号)

第六条 本省に、科学技術・学術審議会を置く。

第七条 科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

六 **技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。**

名称	所掌事務
研究計画・評価分科会	一 科学技術に関する研究及び開発に関する計画の作成及び推進に関する重要事項を調査審議すること。 二 科学技術に関する研究及び開発の評価に係る基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する重要事項を調査審議すること。 三 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項(前二号に掲げる事務に係るものに限る。)を調査審議すること。
資源調査分科会	資源の総合的利用に関する重要事項(他の府省の所掌に属するものを除く。)を調査審議すること。
学術分科会	学術の振興に関する重要事項を調査審議すること。
海洋開発分科会	海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること。
測地学分科会	測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議すること。
技術士分科会	一 技術士制度に関する重要事項を調査審議すること。 二 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

技術士は社会に有用な存在
有用性(存在価値)の源は技術士法

技術士は、技術士法の枠組みの中でのみ存在できる

*** 技術士の社会的有用性の法的根拠 ***

1 科学技術に関する高等の専門的応用能力を「認定」

技術士法第二条(定義) この法律において「技術士」とは、(中略)、技術士の名称を用いて、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者をいう。

2 刑事罰を伴う厳格な守秘義務

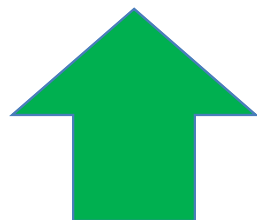
技術士法第四十五条(技術士等の秘密保持義務) 技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなつた後においても、同様とする。

3 行政処分を伴う広範な公益確保の責務

技術士法第四十五条の二(技術士等の公益確保の責務) 技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

技術士の社会的有用性の発揮方法

- 1 科学技術に関する高等の専門的応用能力が認められていること
- 2 刑事罰を伴う厳格な守秘義務を負っていること
- 3 行政処分を伴う広範な公益確保の責務を負っていること



技術士法に規定されている「技術士の社会的有用性の三大根拠」を、個々の技術士がよく理解して、各人の常日頃の業務に反映させるように意識して努めることが大事！

2020年9月15日

企業ぐるみの不祥事の防止に
技術士は何ができるか

終

澤田雅之技術士事務所(電気電子部門)所長
元警察大学校警察情報通信研究センター所長

澤田 雅之

